

苫小牧市準用河川管理施設等の構造の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月22日

苫小牧市長 岩倉博文

### 苫小牧市規則第9号

苫小牧市準用河川管理施設等の構造の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市準用河川管理施設等の構造の基準に関する条例(平成25年条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

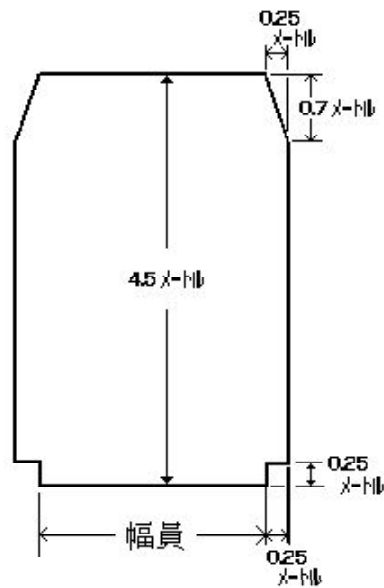
(堤防に沿って設置する樹林帯の構造)

第2条 条例第11条に規定する堤防に沿って設置する樹林帯の構造は、堤内の土地にある樹林帯にあつては、成木に達したときの胸高直径が30センチメートル以上の樹木が10平方メートル当たり1本以上あるものその他洪水時における破堤の防止等の効果がこれと同等以上のものとする。

(堤防の管理用通路)

第3条 条例第12条に規定する管理用通路は、次の各号に定めるところにより設けるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合、堤防の全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準じるものによる構造のものである場合又は堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満の区間である場合においては、この限りでない。

- (1) 幅員は、3メートル以上で堤防の天端幅以下の適切な値とすること。
- (2) 建築限界は、次の図に示すところによること。



(床止めの設置に伴い必要となる護岸)

第4条 条例第18条に規定する護岸は、次の各号に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 床止めに接する河岸又は堤防の護岸は、上流側は床止めの上流端から10メートルの地点又は護床工の上流端から5メートルの地点のうちいずれか上流側の地点から、下流側は水叩きの下流端から15メートルの地点又は護床工の下流端から5メートルの地点のうちいずれか下流側の地点までの区間以上の区間に設けること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、河岸又は堤防の護岸は、湾曲部であることその他河川の状況等により特に必要と認められる区間に設けること。
- (3) 河岸（低水路の河岸を除く。以下この号において同じ。）又は堤防の護岸の高さは、計画高水位以上とすること。ただし、床止めの設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間にあつては、河岸又は堤防の高さとすること。
- (4) 低水路の河岸の護岸の高さは、低水路の河岸の高さとすること。

(床止めの設置に伴い必要となる魚道)

第5条 条例第19条に規定する魚道の構造は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 床止めの直上流部及び直下流部における通常予想される水位変動に対して魚類の遡上等に支障のないものとする。
- (2) 床止めに接続する河床の状況、魚道の流量、魚道において対象とする魚種等を適切に考慮したものとする。

(堰<sup>せき</sup>の設置に伴い必要となる護岸等)

第6条 前2条の規定は、堰<sup>せき</sup>の設置に伴い必要となる護岸及び魚道について準用する。この場合において、これらの規定中「床止め」とあるのは、「堰<sup>せき</sup>」と読み替えるものとする。

(管理用通路としての効用を兼ねる水門の構造)

第7条 条例第27条第2項に規定する管理用通路としての効用を兼ねる水門の構造は、管理橋の幅員が水門に接続する管理用通路の幅員を考慮した適切な値とするものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

(水門又は樋門<sup>ひ</sup>の設置に伴い必要となる護岸)

第8条 河川又は水路を横断して設ける水門又は樋門<sup>ひ</sup>の設置に伴い必要となる護岸は、次の各号に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 水門が横断する河川に設ける護岸については、第4条各号の規定を準用する。この場合において、同条第1号及び第3号中「床止め」とあるのは「水門」と、同条第1号中「上流側」とあるのは「当該水門が横断する河川の上流側」と、「下流側」とあるのは「当該水門が横断する河川の下流側」と読

み替えるものとする。

- (2) 水門又は樋門<sup>ひ</sup>が横断する河岸又は堤防に設ける護岸は、当該水門及び樋門<sup>ひ</sup>の両端から上流及び下流にそれぞれ10メートルの地点を結ぶ区間以上の区間に設けるものとし、その高さについては、第4条第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同条第3号中「床止め」とあるのは、「水門又は樋門<sup>ひ</sup>」と読み替えるものとする。

(取水塔の設置に伴い必要となる護岸)

第9条 取水塔の設置に伴い必要となる護岸は、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合を除き、取水塔の上流端及び下流端から上流及び下流にそれぞれ取水塔と河岸又は堤防との距離の2分の1（10メートル未満となる場合は、10メートル）の距離の地点を結ぶ区間以上の区間に設けるものとし、その高さについては、第4条第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同条第3号中「床止め」とあるのは、「取水塔」と読み替えるものとする。

(橋の設置に伴い必要となる護岸)

第10条 橋の設置に伴い必要となる護岸は、次の各号に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 河岸又は堤防に橋台を設けるときは、橋台の両端から上流及び下流にそれぞれ10メートルの地点を結ぶ区間以上の区間に設けること。
- (2) 護岸の高さについては、第4条第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同条第3号中「床止め」とあるのは、「橋」と読み替えるものとする。

(管理用通路の保全のための橋の構造)

第11条 条例第34条に規定する管理用通路の構造に支障を及ぼさない橋（取

付部を含む。)の構造は、管理用通路(管理用通路を設けることが計画されている場合は、当該計画されている管理用通路)の構造を考慮して適切な構造の取付通路その他必要な施設を設けた構造とする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

(適用除外の対象とならない区域)

第12条 条例第35条第1項の規則で定める要件に該当する区域は、橋の設置地点を含む一連区間における計画高水位の勾配、川幅その他河川の状況等により治水上の支障があると認められる区域とする。

(治水上の影響が著しく小さい橋)

第13条 条例第35条第1項の規則で定める橋は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 高水敷に設ける橋で小規模なもの
- (2) 低水路に設ける橋で可動式とする等の特別の措置を講じたもの

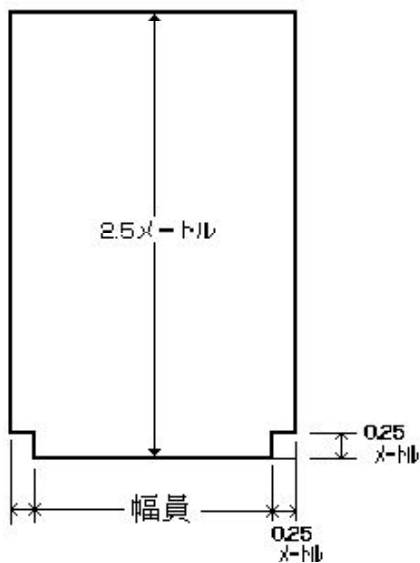
(小河川の特例)

第14条 条例第43条に規定する小河川に設ける河川管理施設等については、河川管理上の支障があると認められる場合を除き、次の各号に定めるところによることができる。

- (1) 堤防の天端幅は、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。

項	計画高水流量(単位 1秒間につき立方メートル)	天端幅(単位 メートル)
1	50未満	2
2	50以上 100未満	2.5

- (2) 堤防の高さは、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量が1秒間につき50立方メートル未満であり、かつ、堤防の天端幅が2.5メートル以上である場合は、計画高水位に0.3メートルを加えた値以上とすること。
- (3) 堤防に設ける管理用通路は、川幅が10メートル未満である区間においては、幅員は、2.5メートル以上とし、建築限界は、次の図に示すところによること。



- (4) 伏せ越しについては、条例第40条中「20メートル」とあるのは「10メートル」と、「2メートル」とあるのは「1メートル」と読み替えて同条の規定を適用すること。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。